

平成 17 年 №30

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

改正理由

各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る
選考手続を定めるものである。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 7 月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第26号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る
選考手続を定めるものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （選考委員会の構成） 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 <u>3 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</u> <u>(1) 副学長</u> <u>(2) 学系長</u> <u>(3) 学系選出の教育研究評議会評議員 2名</u> （選考委員会の委員長） 第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、施設・センターにあっては総合教育科学系長を、<u>前条第3項に定めるものにあっては、副学長（総務等担当）</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 （選考委員会の開催） 第8条 <u>第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長（施設・センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（施設・センターにあっては、総合教育科学系教授会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。</u> 2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、<u>副学長（総務等担当）</u>は、前項	〔省略〕 （選考委員会の構成） 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 （選考委員会の委員長） 第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、施設・センターにあっては総合教育科学系長をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 （選考委員会の開催） 第8条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（施設・センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（施設・センターにあっては、総合教育科学系教授会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。

〔省略〕

（報告）

第12条 第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。

2 第6条第3項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。

3 当該学系長（第6条第3項に係るものにあつては、副学長（総務等担当））は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で雇用するときは、客員教授等雇用報告書（様式第3）により、教授会及び教育研究評議会（第6条第3項に係るものにあつては、教育研究評議会）に報告しなければならない。

〔省略〕

様式第1（第12条関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書

— ○○講座（○○分野）
○○施設・センター

平成 年 月 日

学系教授会

教育研究評議会

備考 第6条第3項に係るものにあつては、の記載を要しない。

〔省略〕

（報告）

第12条 委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。

2 当該学系長は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で雇用するときは、客員教授等雇用報告書（様式第3）により、教授会及び教育研究評議会に報告しなければならない。

〔省略〕

様式第1（第12条関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書

○○講座（○○分野）
○○施設・センター

平成 年 月 日

学系教授会

1 頁 , 2 頁〔省略〕

様式第 2 〔省 略〕

様式第 3 (第 12 条第 2 項関係)

客員教授等雇用報告書

講座 (分野) 名 ・ 施設・セクター名	氏 名 生年月日 (年齢)	現職	雇用区分	職務内容及び勤務形態	雇用予定期間 (前回雇用期間)

備考 第 6 条第 3 項に係るものにあつては , 「講座 (分野) 名・施設・セクター名」欄の記載を要しない。

様式第 4 〔省 略〕

附 則

この規程は , 平成 17 年 7 月 7 日から施行する。

1 頁 , 2 頁〔省略〕

様式第 2 〔省 略〕

様式第 3 (第 12 条第 2 項関係)

客員教授等雇用報告書

講座 (分野) 名 ・ 施設・セクター名	氏 名 生年月日 (年齢)	現職	雇用区分	職務内容及び勤務形態	雇用予定期間 (前回雇用期間)

様式第 4 〔省 略〕